

建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準

徳島市建設工事請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）第6条第2項に規定する建設工事の指名競争入札に係る業者の選定に係る運用基準について次のとおり定める。

1 標準指名業者数

指名競争入札を実施する場合において、指名する業者数は、10業者を標準とするものとする。この場合において、選定要綱第3条に規定する格付等級、地理的条件等（以下「格付等級等の条件」という。）が同一の業者数が16業者以上となる場合は、2以上に分割して指名するものとし、格付等級等の条件が同一の業者数が5業者以下となる場合は、格付等級等の条件を考慮し、格付等級等の条件が異なる業者とあわせて指名するものとする。ただし、特別な技術を要する工事等特に理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 新規指名業者（市外業者を除く。）

(1) 新規に業者を指名する場合は、次の①又は②の条件及び③の条件を全て満たした後、徳島市に対し、現場従事予定技術者の工事経歴及び施工に必要な機械器具の調達計画等について、徳島市の定めた資料（以下「新規指名要望書」という。）の提出がある業者（推進工事については、①の条件を満たした業者）の中から指名するものとする。

① 工事種別に応じ、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱又は徳島市推進工事請負業者選定基準により作成された有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に継続して1年以上登載されていること。この場合において、登録業者名簿に登載されていない期間（以下「非登載期間」という。）がある者については、直近の非登載期間が1年以内である場合は、当該直近の非登載期間の前後の登載期間を合算する。

② この基準の規定により、既に他の工事種別（推進工事を除く。）について指名を受けることができる者であること。

③ 公共工事の施工実績（下請けを含む。）が相当にあり誠実にこれを履行していること。

(2) 新規指名業者については、初めての指名から1年間に限り、格付等級にかかわらず、650万円又は最下位の等級の標準発注金額の上限額のうちいずれか低い金額の範囲の予定価格の工事に限り指名することができる。

ただし、新規指名要望書を提出後又は徳島市解体工事請負業者選定基準により作成された有資格者名簿に登載後、1年を経過しても入札に参加できる工事の指名がなかった場合は、新規指名要望書を提出後又は徳島市解体工事請負業者選定基準により作成された有資格者名簿に登載後、1年を経過後に初めての指名があったものとみなす。

3 再登録業者（市外業者を除く。）

再登録業者（過去において指名を受けていた工事種別について、非登載期

間を経て、再度登録業者名簿に登載された業者をいう。以下同じ。)の指名については、再登録指名要望書(2の(1)の本文に規定する新規指名要望書に準じて徳島市が定めた資料をいう。以下同じ。)の提出を必要とし、その取扱いについては次のとおりとする。

(1) 非登載期間が1年以内の場合

格付等級のとおり取り扱う。なお、この場合の再登録指名要望書の提出は不要とする。

(2) 非登載期間が1年を越え2年以内の場合

登録業者名簿に再登載された日から1年間は、650万円又は最下位の等級の標準発注金額の上限額のうちいずれか低い金額の範囲の予定価格の工事に限り指名するものとし、この期間を経過後は、格付等級のとおり取り扱う。

(3) 非登載期間が2年を超える場合

新規指名業者と同様に取り扱う。

4 工事種別ごとの標準発注金額と指名方法(市外業者を除く。)

(1) 建設工事の指名については、別表第1に定める工事種別ごとに指名する。

(2) 建設工事の標準発注金額は、格付等級ごとに選定要綱別表第2に定める標準発注金額を適用する。

(3) (2)の規定にかかわらず、法面処理工事、交通安全施設工事、道路区画線工事、空調工事及び排水設備工事の標準発注金額は、それぞれとび・土工・コンクリート工事、土木一式工事、塗装工事、管工事、水道施設工事の選定要綱別表第2に定める標準発注金額を適用する。ただし、交通安全施設工事については、標準発注金額の上限額に限り適用し、標準発注金額の下限額は適用しない。

(4) (2)の規定にかかわらず、舗装工事の指名については、舗装工事に係る経営事項審査における平均年間完成工事高に2を乗じて得た額が当該工事の予定価格を超えている場合に指名する。

(5) (2)の規定にかかわらず、同一の標準発注金額に対応する格付等級の業者数が、16業者以上となる場合は、当該業者数を8で除して得た数(小数点第1位以下を切り捨てる。以下「グループ数」という。)に分割して指名するものとする。

(6) (2)の規定にかかわらず、同一の標準発注金額に対応する格付等級の業者数が、標準指名業者数に達しない場合は、選定要綱別表第2に定める標準発注金額にかかわらず、直近上位の格付等級の業者から順に標準指名業者数に達するまであわせて指名するものとする。この場合において、業者数が16業者以上となる場合は、グループ数に分割して指名するものとする。ただし、上位の格付等級の業者をあわせて指名する場合は、当該あわせて指名する上位の格付等級の業者をグループ数に応じて分割し、標準発注金額に対応する格付等級の全ての業者とあわせて指名するものとする。

(7) 選定要綱別表第1又は第2で定めのない工事種別について、業者数が16業者以上となる場合は、グループ数に分割して指名するものとする。

- (8) 特別な技術を要する工事の指名及び指名に係る標準発注金額は、指名実績等を考慮し、市長が別に定める。
- (9) (1)から(8)の規定に基づいて、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「審査要綱」という。）第6条第1項に規定する資格の有効期間（以下「資格の有効期間」という。）の始期において、標準発注金額と指名の方法を定めた場合は、原則として資格の有効期間の間見直しを行わないものとする。
- (10) 2又は3の規定に基づいて、資格の有効期間の途中において、あらたに指名を行う場合であって、当該指名の対象となる工事種別の指名方法が、(5)から(8)までの規定に基づいて、グループ数に分割されているときは、次のとおり取り扱うものとする。この場合において、特定のグループに含めて指名したときは、以後資格の有効期間の終期まで、グループの見直しを行わないものとする。
- ① 当該指名の対象となる工事種別のグループの構成員の業者数が最も少ないグループに含めて指名する。
- ② 当該指名の対象となる工事種別のグループの構成員の業者数が最も少ないグループが複数ある場合は、2又は3の規定に基づいて、格付等級に応じた標準発注金額の制限がある業者が最も少ないグループに含めて指名する。
- ③ ①及び②によって、当該指名の対象となる工事種別のグループを定められない場合は、(1)に規定する工事種別ごとの最終数値の合計が最も大きいグループに含めて指名する。
- ただし、解体工事については、選定要綱第3条に規定する格付け時における完成工事高の合計が最も大きいグループに含めて指名する。
- (11) 審査要綱第6条の2第1項に規定する格付けの変更を行う場合における(9)及び(10)に定める標準発注金額と指名の方法及びグループの見直しの取扱いについては、(9)及び(10)の規定にかかわらず、格付けの変更時にそれぞれ見直しを行うことができるものとし、見直しを行った場合は原則として資格の有効期間の終期まで、見直しを行わないものとする。
- 5 土木一式工事及び建築一式工事の指名の特例（市外業者を除く。）
- (1) 土木一式工事及び建築一式工事の指名競争入札にあつては、工事予定箇所が所在するそれぞれ別表第2、別表第3で定める地区に建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所（以下「本店」という。）を有する業者を指名するものとする。
- (2) 格付等級にかかわらず、工事予定箇所が属する別表第2又は別表第3で定める地区において、業者数が16業者以上となる場合は、グループ数に分割して指名するものとする。
- (3) 工事予定箇所が属する別表第2又は別表第3で定める地区において、選定要綱別表第2で定める標準発注金額に応じた格付等級を有する業者数が標準指名業者数に達しない場合は、標準指名業者数に達するまで直近上位の格付等級に属する業者から順に業者を加えて指名するものとする。この

場合において、格付等級が特Aの業者は、格付等級がAの業者と同様に取り扱い扱う。

- (4) 格付等級にかかわらず工事予定箇所が属する別表第2又は別表第3で定める地区に本店を有する業者数が5業者以下となった地区は、地理的に近接する別表第2又は別表第3で定める地区を合併して指名するものとする。この場合において、業者数が16業者以上となる場合は、グループ数に分割して指名するものとする。
 - (5) (1)から(4)の規定に基づいて、資格の有効期間の始期において、標準発注金額と指名の方法を定めた場合は、原則として資格の有効期間の間見直しを行わないものとする。
 - (6) (1)から(5)の規定にかかわらず、工事予定箇所に係る土地又は工事予定箇所に接する土地を所有する市内業者については、工事予定箇所が属する別表第2又は別表第3で定める地区に本店を有するものとみなして指名することができるものとする。この場合において、工事予定箇所に係る土地又は工事予定箇所に接する土地を所有する者は、当該市内業者又は当該市内業者の代表者に限るものとし、当該市内業者又は当該市内業者の代表者以外の者の名義による所有は、工事予定箇所に係る土地又は工事予定箇所に接する土地を所有する市内業者に該当しないものとする。
 - (7) 2又は3の規定に基づいて、資格の有効期間の途中において、あらたに指名を行う場合であって、当該指名の対象となる土木一式工事又は建築一式工事の指名方法が、(2)又は(4)の規定に基づいて、グループ数に分割されているときは、4の(10)各号の規定を準用する。この場合において、特定のグループに含めて指名したときは、資格の有効期間の終期まで、グループの見直しを行わないものとする。
 - (8) 審査要綱第6条の2第1項に規定する格付けの変更を行う場合における(5)及び(7)に定める標準発注金額と指名の方法及びグループの見直しの取扱いについては、(5)及び(7)の規定にかかわらず、格付けの変更時にそれぞれ見直しを行うことができるものとし、見直しを行った場合は原則として資格の有効期間の終期まで、見直しを行わないものとする。
- 6 舗装工事等の指名の特例（市外業者を除く。）
- (1) 舗装工事の指名については、次の舗装機械の保有状況について確認し、2種類以上の舗装機械を保有する者の中からを指名するものとする。
 - ① 所持状況を確認する機械の種類
 - ア アスファルトフィニッシャー
 - イ タイヤローラー
 - ウ モータグレーダー
 - エ マカダムローラー

② 機械の所持状況により、次表によるランクで指名を行う。

登録業者名簿のランク	4種の機械を全て保有	4種の機械のうち3種及び2種保有
A	A	C
B	B	C
C	C	C

③ 保有機械のうち、必ずアスファルトフィニッシャー（2.4m級以上）を含むものとする。また、振動ローラーは保有機械として数えないものとする。

(2) 道路区画線工事の指名については、登録業者名簿に塗装工事で登録されている業者のうち次の特殊機械を保有している者の中から指名するものとする。

- ア ニーダー車
- イ センターライナー
- ウ 手引きライナー
- エ プライマー
- オ ハンドマーカーク抹消機

(3) 機械器具設置工事の指名については、次の機械器具を保有している者の中から指名するものとする。

- ア 2トン級以上のクレーン設備（例えば天井クレーン、門形クレーン等）
- イ 金属工作機械（例えば旋盤、切断機、折曲機、プレス機等）
- ウ 溶接機（例えばアーク溶接機、特殊溶接機、自動溶接機、電子ビーム溶接機等）
- エ トラック類（例えばクレーントラック、フォークリフト、トラック等）

なお、ポンプ工事においては、上記に定める機械器具を保有していない業者であっても、1000万円未満のポンプ工事について指名するものとし、機械器具設置工事の等級がAランクの業者は指定する機械器具を保有していない場合Bランク扱いとして指名する。

(4) 交通安全施設工事の指名については、登録業者名簿に土木一式工事で登録されている業者の中から指名する。

(5) 空調工事の指名については、登録業者名簿に管工事で登録されている業者の中から指名する。

(6) 浄化槽設置工事の指名については、登録業者名簿に管工事で登録されている業者のうち、徳島県の特例浄化槽設置工事業者登録をしている業者の中から指名する。

(7) 排水設備工事の指名については、登録業者名簿に水道施設工事で登録されている業者のうち、徳島市下水道条例（昭和37年6月30日条例第23

号) 第5条の規定による排水設備指定工事店の中から指名する。

- (8) 非飛散性アスベストを含有する建材等がある建物等を解体する解体工事の指名については、石綿障害予防規則に規定する作業主任者を雇用していることを証する書類の提出がある業者の中から指名する。

7 推進工事の特例（市外業者を除く。）

推進工事の指名については、別に定める要綱の規定により指名する。

8 準市内業者

市外業者のうち、従来から市内業者と同様に指名しているものについては、当分の間、市内業者に準じて取り扱うものとする。

9 市外業者への指名

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合に限り指名するものとする。

- ① 特別な技術を要する工事等であって、市内業者では施工が困難な場合
- ② その他特別な理由がある場合

- (2) 指名業者は、次の全ての条件を満たした業者の中から選定する。

- ① 登録業者名簿に登録されている者
- ② 公共工事の元請けでの実績が極めて豊富である者
- ③ 指名しようとする工事種別についての経験が豊富で、極めて高度の技術力を有する者
- ④ 徳島市が必要と認める場合に、現場従事予定技術者の工事経歴及び施工に必要な機械器具の調達計画等、施工能力及び施工意欲を確認するための資料の提出がある者

- (3) 市内に営業所を有する業者の優先

市外業者の指名については、市内に営業所を有する者への指名を優先する。

10 本店の所在地の変更に伴う指名の取り扱い

本店の所在地が変更したことに伴う指名の取り扱いは次のとおりとする。

- ① 市内間で変更した場合は、変更後1年間は、変更前の所在地に本店があるものとみなす。
- ② 市外から市内に変更した場合は、新規業者として取り扱う。
- ③ 市内から市外へ変更した場合は、変更した時点で市外業者として取り扱う。

11 その他

この運用基準に定めのない事項については、そのつど市長がこれを定める。

12 準用

1から3までの規定及び8から11までの規定は、建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る指名競争入札の業者選定に準用する。ただし、この場合において、1の規定の準用については次のとおり取り扱う。

- (1) 土木関係の建設コンサルタント業務（施工管理業務を除く。以下「土木コンサルタント業務」という。）及び建築関係の建設コンサルタント業務（耐震診断業務、構造設計業務及び設備設計業務を除く。「以下建築コンサルタント業務」という。）については、年間平均実績高、技術士の数等一定の要素によって算出した総点数（「以下「総点数」という。）に基づ

いて、上位グループ及び下位グループに分割するものとする。

- (2) 各業務種別ごとの業者数が16業者以上となる場合は、グループ数に分割して指名するものとする。この場合において、土木コンサルタント業務及び建築コンサルタント業務への適用については、上位グループ及び下位グループを各業務種別とみなす。
- (3) 土木コンサルタント業務及び建築コンサルタント業務において、下位グループに属する業者数が、5社以下となる場合は、上位グループとあわせて(2)の規定を適用するものとする。
- (4) (1)から(3)の規定に基づいて、建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「業務委託の参加資格審査要綱」という。）第7条第1項に規定する資格の有効期間の始期において、指名の方法を定めた場合は、原則として資格の有効期間の間見直しを行わないものとする。
- (5) 12の本文で準用する2又は3の規定に基づいて、業務委託の参加資格審査要綱第7条第1項に規定する資格の有効期間の始期から起算して1年を経過する日までの間において、あらたに指名を行う場合であって、当該指名の対象となる各業務種別ごとの指名方法が、(2)の規定に基づいて、グループ数に分割されているときは、次のとおり取り扱う。この場合において、特定のグループに含めて指名したときは、以後業務委託の参加資格審査要綱第7条第1項に規定する資格の有効期間の終期まで、グループを変更しない。
 - ① 当該指名の対象となる業務種別のグループの構成員の業者数が最も少ないグループに含めて指名する。
 - ② 当該指名の対象となる業務種別のグループの構成員の業者数が最も少ないグループが複数ある場合は、2又は3の規定に基づいて、発注金額の制限がある業者が最も少ないグループに含めて指名する。
 - ③ ①又は②によって、当該指名の対象となる業務種別のグループを定められない場合は、(1)に規定する業務種別ごとの総点数の合計が最も大きいグループに含めて指名する。

13 グループの構成

4の(5)及び(6)、5の(2)及び(4)並びに12の(2)の規定によりグループ数に分割する場合の各グループの構成員の選定方法は、別に定める。

また、4の(9)、(10)及び(11)、5の(5)、(7)及び(8)並びに12の(4)及び(5)の規定にかかわらず、次のいずれかの条件を満たした日以降の直近の資格の有効期間の終期（審査要綱第6条の2第1項に規定する格付けの変更を行う場合は格付けの変更時）まで、グループの構成員の見直しは行わないものとする。

- ① グループ数に分割した日から5年間が経過した場合
- ② グループ数に分割した日以降、それぞれのグループが指名を受けた回数が10回を超えた場合
- ③ いずれかのグループの構成員数が5以下となった場合

附 則

この運用基準は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この運用基準は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の運用基準は、この附則の施行の日（以下「施行日」という）以降に指名通知する工事から適用し、施行日前に指名通知した工事については、なお、従前の例による。

(施行期日)

1 この運用基準は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の運用基準は、この附則の施行の日（以下「施行日」という）以降に指名通知する工事から適用し、施行日前に指名通知した工事については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の運用基準は、施行期日以降に指名通知する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札から適用し、施行期日前に指名通知した建設工事等に係る指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この運用基準は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の運用基準は、施行期日以降に指名通知する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札から適用し、施行期日前に指名通知した建設工事等に係る指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この運用基準は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の運用基準は、施行期日以降に指名通知する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札から適用し、施行期日前に指名通知した建設工事等に係る指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この運用基準は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の運用基準は、施行期日以降に指名通知する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札から適用し、施行期日前に指名通知した建設工事等に係る指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この運用基準は、平成31年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の運用基準は、施行期日以降に指名通知する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札から適用し、施行期日前に指名通知した建設工事等に係る指名競争入札については、なお従前の例による。

別表第1

	工 事 種 別	経営審査における建設工事の種類
土 木 系 工 事	土木一式工事	土木一式工事
	プレストレストコンクリート工事	プレストレストコンクリート工事
	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
	法面処理工事	法面処理工事
	石工事	石工事
	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
	ほ装工事	ほ装工事
	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	造園工事	造園工事
	さく井工事	さく井工事
	水道施設工事	水道施設工事
	交通安全施設工事	土木一式工事
	推進工事	土木一式工事
	道路区画線工事	塗装工事
排水設備工事	水道施設工事	
建 築 系 工 事	建築一式工事	建築一式工事
	大工工事	大工工事
	左官工事	左官工事
	屋根工事	屋根工事
	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
	鉄筋工事	鉄筋工事
	板金工事	板金工事
	ガラス工事	ガラス工事
	塗装工事	塗装工事
	防水工事	防水工事
	内装仕上工事	内装仕上工事
	建具工事	建具工事
	清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事	
そ の 他 工 事	電気工事	電気工事
	管工事	管工事
	鋼構造物工事	鋼構造物工事
	機械器具設置工事	機械器具設置工事
	熱絶縁工事	熱絶縁工事
	電気通信工事	電気通信工事
	消防施設工事	消防施設工事
	空調工事	管工事
浄化槽設置工事	管工事	

別表第2（土木工事の地区表）

地区名	区域
内町・新町・西富田・東富田地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている内町地区、新町地区、西富田地区及び東富田地区の区域
昭和地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている昭和地区の区域
渭東地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている渭東地区の区域
渭北地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている渭北地区の区域
沖洲地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている沖洲地区の区域
佐古地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている佐古地区の区域
津田地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている津田地区の区域
加茂名北地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている加茂名地区のうち名東町、加茂名町の一部を除く区域
加茂名南地区	名東町、加茂名町の一部の区域
加茂地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている加茂地区の区域
八万地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている八万地区の区域
勝占東地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている勝占地区のうち方上町、大谷町、北山町を除く区域
勝占西地区	方上町、大谷町、北山町の区域
多家良（八多・丈六・渋野）地区	八多町、丈六町、渋野町の区域
多家良（多家良・飯谷）地区	多家良町、飯谷町の区域
上八万東地区	上八万町のうち西地、川西の一部を除いた区域
上八万西地区	一宮町、下町、上八万町のうち西地、川西の一部の区域
入田地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている入田地区の区域
不動地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている不動地区の区域
川内北地区	川内町外、加賀平野、須野石、平石、石通、住地吉、吉の米、平島津、石の平、若一、宮部、平榎野、石瀬番、若外、松部、番部、外、竹、平石、石賀、若宮、番部、の部、
川内南地区	川内町、富久、松岡、宮島、錦野、宮島、本浦、宮島、浜、鶴島、鈴江、西、野、の部、 鈴江、南宮、久小、松上、宮北、島西、野小、宮北、島別、浦野、宮金、島岡、浜、鶴島、鈴江、西、野、の部、 、鈴江、南宮、久小、松上、宮北、島西、野小、宮北、島別、浦野、宮金、島岡、浜、鶴島、鈴江、西、野、の部、
応神地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている応神地区の区域
国府北地区	国府町府中、観音寺、和田、北岩延、南岩延、矢野の一部、中の一部、早淵の一部の区域
国府南地区	国府町西矢野、延命、矢野の一部、中の一部、早淵の一部の区域
南井上地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている南井上地区の区域
北井上地区	徳島市の地区の名称及び区域を定める規則別表に規定されている北井上地区の区域

備考 この表の区域の欄の表示に「何々の一部」と表示した町等の区域については、別に定める図面による。

平成 年 月 日

徳 島 市 長 殿

所在地

商 号

代表者名

印

新 規 指 名 要 望 書

弊社では、 の施工につきましては、別添資料のとおり技術向上等に努力して参りました。

今後も、社員一丸となって信頼面の確保、技術の研鑽に励む所存でございますので、別添資料をご覧察の上、今後の工事発注に際し弊社をご指名頂きますようお願いいたします。

工 事 実 績 概 要

工事種別

受注 年度	発注者	工 事 名	箇 所	請負額	工法	工事概要

※過去3年間の公共工事について記入する。

※下請けの場合は、発注者欄に元請け業者名を併記すること。

※添付資料

- ・請負契約書の写し
(下請けの場合は、注文書の写し)
- ・工事施工写真
- ・その他 説明に必要と考えられるもの。

所有機械器具の状況

機械器具名	規格等			数量	備考
	諸元	機関出力	重量		

※備考欄には、車検等がある場合記入すること。

会 社 概 要

1 商号

2 所在地

3 創立年月日

4 資本金

5 代表取締役

6 事業内容

7 従業員数

名
技術職 名
事務職 名

8 主な受注先

9 その他

平成 年 月 日

徳 島 市 長 殿

所在地

商 号

代表者名

印

再 登 録 指 名 要 望 書

弊社は平成 年度までは貴市に登録させて頂き、 のご指名を受けておりましたが、平成 年度より弊社の都合により登録を辞退させて頂いておりました。

このたび、再び貴市に登録させて頂きましたが、以前同様社員一丸となって信頼面の確保、技術の研鑽に励む所存でございますので、今後の工事発注に際し弊社をご指名頂きますようお願いいたします。